

市役所の機構が変わります



4月から

新たな行政課題や多様化する市民の皆様へのニーズに的確に対応するため、4月から、市の組織が生まれ変わります。
また、庁舎内の事務室の配置も変更します。新たな配置図は、今月号のなかに、別冊としてご紹介します。

『市役所の電話番号』

4月1日現在の課名・係名や電話番号、事務室の配置図などを掲載しています。広報紙とは分けてご利用ください。



簡素で効率的な組織づくりを目指した今回の機構改革。どの部署が業務を行うのが適切であるか、市民の皆さんの目線に立って検討しました。その結果、同じような業務を集約するとともに、部や課の再編を行いました。

組織を数の面から見ると、従来の5部—2支所—32課(室・班)の組織から、4部—2支所—24課(室)の組織となり、1部—8課(室・班)が削減されました。

大きく変わったのは、社会基盤の整備に力を注ぐため、経済部と建設部が統合され、産業建設部が誕生したことです。

個別の業務面では、監理課と財政課が担当していた入札業務を「契約管財課」が行います。環境課の浄化槽業務と耕地課の農業集落排水業務といった生活排水に関係する業務は、下水道課へ統合。税部門は、課税課と納税課の2課に分け、税収確保のための体制の強化を図りました。山手・清音の両支所では課制を廃止。さらに、人権や男女共同参画、まちづくり協議会などの業務を集約した「人権・まちづくり推進課」が誕生します。

今後、行財政改革を積極的に推進し、市民本位の政策立案に取り組み、限られた人材で機動的に仕事ができるよう努めます。さらに、今回の改革を新たな出発点とし、引き続き、地方分権時代に適応した組織づくりを進め、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう目指します。

簡素で効率的な組織に

産業建設部が誕生

経済部と建設部を統合し、産業建設部が誕生。産業建設部は、地域の産業を振興し、社会基盤の整備などを実施することで、住みよいまちづくりを進めます。



機構改革

主なもの

生活排水業務の一元化

耕地課で行っていた農業集落排水事業と、環境課で行っていた浄化槽に関する業務は、生活環境部「下水道課」が担当します。



工事契約・入札業務を総務部へ

建設部の監理課で行っていた建設工事の契約や入札業務は、総務部「契約管財課」が担当し、透明性の確保に努めます。



税務業務を2課体制に

税務業務を、従来の税務課と特別徴収対策班から「課税課」と「納税課」の2課体制とし、より一層の税収確保に取り組みます。



支所の課制を廃止

山手・清音の両支所では縦割りの課制を廃止し、効率的な体制とします。また、両支所の産業建設部で行っていた業務は、原則として、本庁で取り扱うこととなります。



人権、まちづくり、男女共同参画を一元化

市民との協働推進をはじめ人権啓発、男女共同参画、まちづくり協議会といった業務は、「人権・まちづくり推進課」が担当します。

